

平成20年6月定例会
提出議案概要

石垣市

条例案	4 件
予算案	2 件
承認案	5 件
報告案	7 件
その他	1 件
<hr/>	
計	19 件

条 例（ 4 件 ）

件 名	概 要
<p>議案第 51 号 石垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>〔総務部：市民生活課〕</p>	<p>戸籍法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 35 号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 48 号）が施行されたことに伴い、所要の規定の整理を行うため、条例の一部改正するもの （改正内容）</p> <p>従来、「何人でも戸籍謄本等の交付請求ができる」とされていた戸籍の公開制度を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限し、また、虚偽の届出によって戸籍に真実でない記載がされることを防止するため、戸籍法が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する。</p> <p>戸籍等に関する証明書の交付請求をすることができる場合を制限する。</p> <p>（注）戸籍等に関する証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍 謄本、抄本、記載事項証明書、全部証明書、一部証明書 ・除籍 謄本、抄本、記載事項証明書、全部証明書、一部証明書 ・届出等 受理証明書、記載事項証明書 <p>公布の日から施行</p>
<p>議案第 52 号 石垣市たい肥センター条例</p>	<p>石垣市たい肥センターを設置及び管理するため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により条例を制定するもの （主な内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称 石垣市たい肥センター 位置 字平得 1 3 1 2 番地の 3 2 指定管理者に関する規定を定める。 3 利用者は、市内に住所又は事業所を有する者（畜産業を営むものに限る。）とする。（第 9 条） 4 利用料金は、無料とする。（第 13 条） 5 指定管理者は、生産されたたい肥を販売することができる。たい肥の販売料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、指定管理者と協議によりその料金の一部を収受することができる。（第 16 条）

<p>〔農林水産部：むらづくり課〕</p>	<p>6 たい肥センター運営委員会を設置する。(第21条) 7 利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。</p> <p>平成20年9月1日から施行</p>
<p>議案第53号 石垣市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例</p> <p>〔教育部：学校指導課〕</p>	<p>石垣市立まきら幼稚園で実施している預かり保育に対する市民サービスの向上を図るため、条例の一部改正するもの (改正内容) 預かり保育の実施日を次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 月曜日から金曜日までの登園日 2 夏季休業日(7月16日から8月22日まで) 3 秋季休業日(10月の第2月曜日直前の金曜日から10月の第2月曜日直後の水曜日まで) <p>公布の日から施行</p>
<p>議案第54号 石垣市監査委員条例の一部を改正する条例</p> <p>〔監査委員事務局〕</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の一部が施行されたことに伴い、条例の一部改正するもの (改正内容) 監査委員の決算審査に、次の項目を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公営企業の決算及び証書類 2 健全化判断比率(実質赤字比率、連結赤字実質比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類 3 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類 4 自治法第241条により基金を設けた場合の運用状況書類 <p>公布の日から施行</p>

予 算 (2 件)

件 名	概 要						
<p>議案第 49 号 平成 20 年度石垣市一般会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>[企画部 : 財政課]</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 38,850 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,116,150 千円とするものである。</p> <p>(主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 トライアスロン対策準備費の予算措置をする。 2 国立公園休憩施設整備事業の全額を減額する。 <p style="text-align: right;">(単位 : 千円)</p> <table border="1" data-bbox="710 694 1372 801"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">19,155,000</td> <td style="text-align: center;">38,850</td> <td style="text-align: center;">19,116,150</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補 正 額	補正後の額	19,155,000	38,850	19,116,150
補正前の額	補 正 額	補正後の額					
19,155,000	38,850	19,116,150					
<p>議案第 50 号 平成 20 年度石垣市水道事業会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>[水道部 : 総務課]</p>	<p>(主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公的資金補償金免除繰上償還に係る資本的経費及び起債の補正 2 補正額 455,574 千円 3 公的資金補償金免除繰上償還については、当初予算では計上していなかったが、利子軽減額を精査したところ相当額の効果が見込まれることから、高利率である財政融資資金 (旧資金運用部資金) 3 件約 3 億 7400 万円及び公営企業金融公庫資金 2 件約 8 千 60 万円について繰上償還を行い、縁故債 (銀行資金) で借り換えることで 1 億 970 万円以上の利子軽減が見込める (利率 2.5% で試算) ことから補正予算として提案する。 						

承認（6件）

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。同条同項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

件名	概要
<p>承認第1号 専決処分の承認について (石垣市税条例の一部を改正する条例)</p> <p>〔総務部：税務課〕</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）が平成20年4月30日公布されたことに伴い、石垣市税条例の一部を改正するもの (主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 寄附金税制の拡充【平成21年度から適用】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 控除対象寄附金の拡大等 所得税の寄附金の対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち都道府県又は市町村が条例により指定したものを追加することとした。 (2) 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し 都道府県又は市区町村に対する寄附金については、上記(1)の税額控除の適用に加えて控除することとした。 2 公的年金からの特別徴収制度の創設【平成21年度分から適用】 個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上のものについて、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額を老齢等年金給付から特別徴収することとした。 3 法人市民税の均等割において、法人でない社団又は財団で、収益事業を行わないものについては非課税とし、公益法人等では資本金の額又は出資金の額を有しない法人で、収益事業を行うものについては、最低税率の年額5万円を適用するもの 4 固定資産税については、これまでの新築住宅に対する固定資産税の減額特例措置が、平成20年3月31日で期限が切れたため、平成22年3月31日まで、2年間の延長をするもの 5 新たな減額措置として、平成20年4月1日から平

	<p>成 22 年 3 月 31 日までの間に、窓の改修工事を含む床・天井・壁など、工事費が 30 万円以上の断熱改修工事を行った住宅について、床面積が 1 戸当り 120 平方メートルを限度とし、翌年度の税額から 3 分の 1 を減額するもの</p>						
<p>承認第 2 号 専決処分の承認について (石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号）及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 152 号）が平成 20 年 4 月 30 日公布されたことに伴い、石垣市国民健康保険税条例の一部を改正するもの (主な内容)</p> <p>後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税の減額措置を講じる。</p> <p>1 低所得者に対する軽減として、これまで 7 割、5 割、2 割の軽減を受けている世帯に対して国民健康保険から後期高齢者制度への移行により、世帯の国民健康被保険者数が減少しても、移行した後期高齢者の所得及び人数も含めて、軽減所得の判定を行い、5 年間の軽減が受けられる。</p> <p>2 世帯で賦課される国民健康保険税の軽減として、後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険で単身世帯となった場合には、賦課される平等割が 2 分の 1 となり、5 年間軽減される。</p>						
<p>承認第 3 号 専決処分の承認について 〔平成 19 年度石垣市一般会計補正予算 (第 5 号)〕</p> <p>〔企画部：財政課〕</p>	<p>農業災害資金の利子助成を行うための債務負担行為の設定及び繰越明許費の追加があり、補正の必要が生じたため</p>						
<p>承認第 4 号 専決処分の承認について 〔平成 20 年度石垣市国民健康保険 事業特別会計補正予算(第 1 号)〕</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 945,298 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,677,837 千円とするものである。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="710 1881 1380 1989"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,732,539</td> <td>945,298</td> <td>6,677,837</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	5,732,539	945,298	6,677,837
補正前の額	補正額	補正後の額					
5,732,539	945,298	6,677,837					

<p>承認第 5 号 専決処分の承認について 〔平成 20 年度石垣市老人保健事業特別会計補正予算(第 1 号)〕</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 144,994 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 557,767 千円とするものである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="711 477 1375 580"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>412,773</td> <td>144,994</td> <td>557,767</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	412,773	144,994	557,767
補正前の額	補正額	補正後の額					
412,773	144,994	557,767					

報 告 (7 件)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により報告するもの

件 名	概 要
<p>報告第 1 号 平成 19 年度石垣市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について</p> <p>〔企画部：財政課〕</p>	<p>2 総務費 1 事務管理費・・・白保公民館整備事業</p> <p>6 農林水産費 1 農業費・・・中山間地域総合整備事業 3 水産業費・・・登野城漁港漁村再生交付金事業</p> <p>8 土木費 2 道路橋りょう費 5 都市計画費 6 住宅建設費</p> <p>10 教育費 3 中学校費・・・白保中学校屋内運動場新增改築事業 5 社会教育費・・・真栄里新川線発掘調査事業</p>
<p>報告第 2 号 平成 19 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>登野城 6 - 6 区画道路工事に伴う補償交渉が難航し、年度内執行が困難となったことにより繰越明許費の必要が生じたため</p> <p>2 土地区画整理事業費 2 登野城地区土地区画整理事業費・・・区画整理費</p>

<p>報告第 3 号 平成 19 年度石垣都市計画土地 区画整理事業特別会計予算事故 繰越し繰越計算書の報告について</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>平成 18 年度契約済の物件補償（明繰分）1 件の年度内執行が困難となったことにより事故繰越しの必要が生じたため</p> <p>2 土地区画整理事業費 2 登野城地区土地区画整理事業費・・・区画整理費</p>
<p>報告第 4 号 平成 19 年度石垣市港湾事業特別 会計予算繰越明許費繰越計算書 の報告について</p> <p>〔建設部：港湾課〕</p>	<p>1 総務費 1 総務管理費・・・総務管理費 2 港湾整備事業費 1 港湾整備事業費・・・港湾機能整備事業費 4 港湾建設改良費 1 港湾建設改良費・・・港湾改修事業</p>
<p>報告第 5 号 平成 19 年度石垣市公共下水道事 業特別会計予算繰越明許費繰越 計算書の報告について</p> <p>〔建設部：下水道課〕</p>	<p>2 建設費 1 建設費・・・公共下水道事業</p>
<p>報告第 6 号 財団法人石垣市公共施設管理公 社経営状況について</p> <p>〔総務部：総務課〕</p>	<p>地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、事業計画及び決算に関する書類を作成したので報告するもの</p>
<p>報告第 7 号 株式会社八重山食肉センター経営 状況について</p> <p>〔農林水産部：畜産課〕</p>	<p>地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、事業計画及び決算に関する書類を作成したので報告するもの</p>

その他（1件）

件名	概要															
<p>議案第 48 号 市道の変更について (起点の変更)</p> <p>[建設部：都市建設課]</p>	<p>路線の変更は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を必要とする。</p> <p>(主な内容) 平真縦 10 号線の起点を字真栄里 21 番地から同 217 番地 1 に変更する。</p> <table border="1" data-bbox="655 678 1378 936"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>説明</th> <th>変更</th> <th>起 終 点</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">249</td> <td rowspan="2">平真縦 10 号線</td> <td rowspan="2">起点の変更</td> <td>前</td> <td>字真栄里 21 番 字真栄里 19 番 2</td> <td>市有地</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>字真栄里 217 番 1 字真栄里 19 番 2</td> <td>市有地</td> </tr> </tbody> </table>	路線番号	路線名	説明	変更	起 終 点	摘要	249	平真縦 10 号線	起点の変更	前	字真栄里 21 番 字真栄里 19 番 2	市有地	後	字真栄里 217 番 1 字真栄里 19 番 2	市有地
路線番号	路線名	説明	変更	起 終 点	摘要											
249	平真縦 10 号線	起点の変更	前	字真栄里 21 番 字真栄里 19 番 2	市有地											
			後	字真栄里 217 番 1 字真栄里 19 番 2	市有地											